

税の申告はお早めに 2月17日から3月17日まで

平成25年分所得税の確定申告と平成26年度町県民税（住民税）の申告相談がはじまります。確定申告や町県民税の申告は、町県民税の課税資料となるほか、国民健康保険税や介護保険料の算定、所得証明など税務証明の基礎資料となります。

例年、申告期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、申告はできるだけ早めに済ませましょう。

なお、住宅借入金等特別控除や医療費控除などの還付を受けるための申告書は、2月17日以前でも税務署へ提出することができます。

◎役場税務課職員による所得税の確定申告と町県民税の申告受付相談日（●印は相談日）

【受付時間】午前9時～午後5時（正午から午後1時までを除く）

なお、午前8時30分から整理券を配付しますが、混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

月	日	曜日	役場	松枝公民館	総合会館	月	日	曜日	役場
2	17	月			●	3	3	月	●
	18	火			●受付3時まで		4	火	●
	19	水		●			5	水	●
	20	木		●			6	木	●
	21	金		●受付3時まで			7	金	●
	24	月	●				10	月	●
	25	火	●				11	火	●
	26	水	●				12	水	●
	27	木	●				13	木	●
	28	金	●				14	金	●
						17	月	●	

役場住民課ロビーでの申告受付は2月24日（月）からです。

2月17日（月）から21日（金）までの間は、役場税務課窓口での申告受付は行いませんのでご注意ください。土地建物や株式などの譲渡所得や贈与税の申告は、岐阜南税務署の確定申告会場（マーサ21など）をご利用ください。

◎岐阜南税務署の確定申告会場 会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

会場	開設期間	受付時間
マーサ21 4階マーサホール 岐阜市正木中1丁目2番1号	2月14日（金）～3月17日（月） （土、日曜日は除く）	午前9時～午後5時
	土、日曜日は開設していませんが、2月23日（日）、3月2日（日）の2日間に限り、開設します。	
各務原市産業文化センター あすかホール 各務原市那加桜町2丁目186番地	2月17日（月）～28日（金） （土、日曜日は除く）	午前9時30分～午後4時

開設期間中、税務署では申告書の提出はできますが、確定申告会場は設けておりませんので、ご了承ください。

◎税理士による無料税務相談所 会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

会場	開設期間	受付時間
各務原市産業文化センター あすかホール 各務原市那加桜町2丁目186番地	2月17日（月）～28日（金） （土、日曜日は除く）	午前9時30分～午後4時 （正午から午後1時を除く）

贈与税・譲渡所得・山林所得の申告相談は行っておりませんので、ご了承ください。

申告が必要かどうかチェックしてみましょう [8ページへ](#)